

災害に係る住家の被害認定に関する検討会（第2回） 議事概要

1. 検討会の概要

- ・ 日 時：平成29年12月25日（月）14：00～16：00
- ・ 場 所：中央合同庁舎8号館4階407会議室
- ・ 出席者：坂本座長、古関委員、阪田委員、佐久間委員、杉山委員、田中委員、藤田委員、各オブザーバー、熊本県西原村

2. 議事概要

事務局、一般社団法人日本損害保険協会及び西原村より資料の説明があった。検討項目についての委員からの主な御意見・コメント等は次のとおりである。

<委員からの御意見・コメント等>

■写真を活用した調査の効率化・迅速化の検討について

- 写真による効率化・迅速化が図られることは良いことであるが、写真を活用して判定を行うとなると、判定結果についてバラつきをなくすかについても検討することが重要ではないか。
- 航空写真の利用は有効であると思われるが、被災前の写真の撮影の頻度が高いとより有効ではないか。
- 写真判定については、大きな方向性として、全壊については航空写真の活用が、半壊に至らないような場合には自己判定方式を活用するということであるが、大規模半壊、半壊についての取扱いや、現地調査の必要性についても明確にすべきではないか。また、現地調査を行った結果、判定結果が変わってしまう可能性についても留意が必要ではないか。

■部位別構成比等の確認・見直しについて

- 部位別構成比を見直した場合でも、地震災害の場合、第1次調査の部位別構成比は変わらない。特に外壁の被害が大きいときには、第1次調査と第2次調査での判定結果に差が生じる場合があることに留意して、対応することが必要ではないか。

■地盤等の被害への対応について

- 地盤工学の分野では、「地割れ」とは言わず「亀裂」とよぶなど、用語について整理すべきではないか。

■水害による被害への対応について

- 地盤面からの浸水深については、津波被害等を受けた場合には土砂が住家周辺に流入することにより、調査時の地盤面が当初の地盤面よりも高くなる可能性があるのではないか。
- 外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合、浸水痕を基準とするのか、断熱材等の吸水による跡などの浸み上がり痕を基準とするのか、明確にすべきで

はないか。

- 浸水深を基準とし、平屋建てと2階建て以上で比べた場合、平屋建ての方が損害割合は大きくなると思われるが、この点について取扱いを検討することが必要ではないか。

■ 応急危険度判定の結果を活用した迅速化について

- 現在、各都道府県に登録されている応急危険度判定士は、民間の建築士が8割、行政職員が2割となっている。既に協力体制の構築に向けた呼びかけが実施されているところであり、被害認定調査の際にも民間の建築士に同行していただけるよう、地方公共団体は関係団体と事前に調整を行い、合意を図っておくことも重要ではないか。
- 行政からの協力依頼を受け、被害認定調査に同行したものの、個人情報保護の観点から建物内に入らないよう指示を受けたことがある。本来被害認定調査は行政職員が実施するものであるため、民間人が協力する際には、個人情報保護等の取扱いについて留意することが必要ではないか。

■ 調査票様式の修正への対応について

- 調査票様式の修正要件を見直すことは必要である。しかし、これだけで判定結果のバラつきまでなくすことは難しいことから、現在の指針では明確になっていない部分がある損傷面積率等の算定方法や、腰窓の下の壁のひびの取扱い方など、細かい部分の取扱いについてもできる限り明確化すべきではないか。

(以 上)